

第1章 海岸保全基本計画策定の概要

1-1 経緯

海岸の背後地に居住する人々の人命、財産などを津波、高潮、波浪などから守ること、すなわち防護が、これまでの海岸保全の主な目的とされてきた。

しかし、近年は、海岸環境への意識の高まりや、海洋性レクリエーション需要の増大への対応、海岸管理にかかわる国、地方の役割分担の見直しが必要であることから、平成11年に海岸法の改正が行われた。

この法改正では、防護に加えて環境、利用の3つの視点から、調和のとれた総合的な海岸保全を目指すこととなった（図1-1参照）。

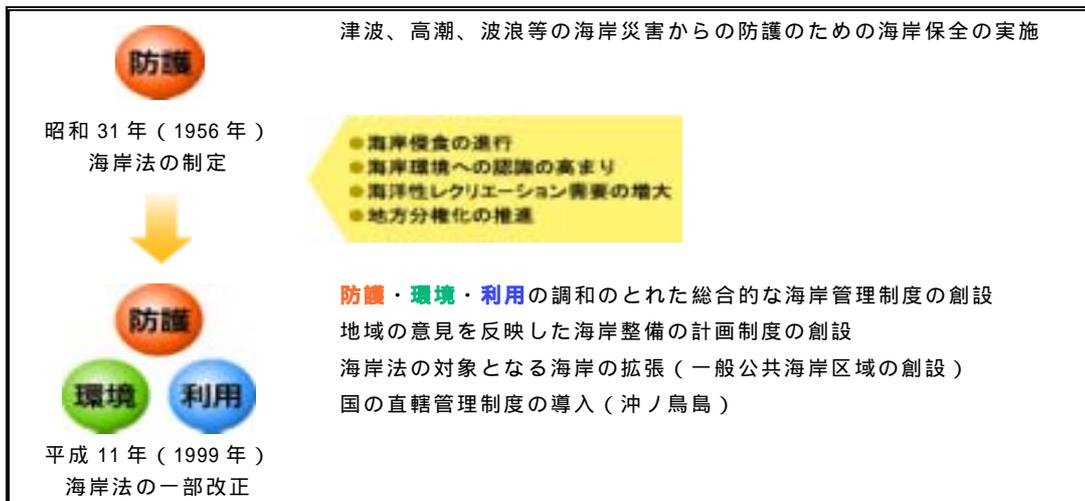


図1-1 海岸法改正の趣旨

また、その目的を達成するために、国が海岸保全基本方針を定め（図1-2参照）都道府県はこれに基づき、地域の実情に応じた海岸保全を推進するために、地域の意見を反映して、沿岸ごとに海岸保全基本計画を定めることとしている。

海岸保全基本方針において、地形・海象面の類似性、沿岸漂砂の連続性などに着目して、基本計画を定める沿岸として全国で71沿岸が定められている。

この71沿岸には「伊豆小笠原諸島沿岸」が対象となっており、所管する東京都において、海岸保全基本計画を定め、総合的な海岸保全を実施することとした。

なお、このほかに東京都においては千葉、神奈川の沿岸を含む「東京湾沿岸」も定められており、両県と調整し、別途、海岸保全基本計画を定めることとしている。

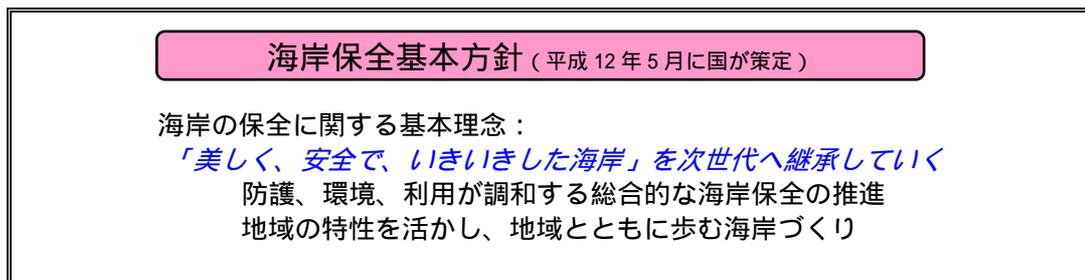


図1-2 国の海岸保全基本方針の概要

1-2 計画の対象範囲

1-2-1 計画対象沿岸および町村

本計画の対象となる伊豆小笠原諸島沿岸は、伊豆諸島および小笠原諸島に属する200余の島の海岸である(図1-3参照)。その海岸線の総延長は約560kmに及ぶ。

対象となる町村は、概ね有人島ごとに独立する2町7村(大島町、八丈町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、青ヶ島村と小笠原村)から成る。

伊豆諸島

伊豆諸島は、東京から約100km～約600km南方の太平洋上にあり、北から大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島および青ヶ島の9つの有人島とその他の小島からなっている。

小笠原諸島

小笠原諸島は、東京から約1,000km～約2,000km南方の太平洋上にあり、北から^{むこしま}聳島列島、父島列島、母島列島からなる小笠原群島、北硫黄島、硫黄島、南硫黄島の3島からなる火山列島および西之島、南鳥島(日本最東端)、沖ノ鳥島(日本最南端)の孤立島など多数の島々からなっている。このうち、有人島は父島、母島、硫黄島および南鳥島である。



図1-3 計画対象沿岸(伊豆小笠原諸島沿岸)

1-2-2 計画対象とする海岸の範囲

計画対象とする海岸の範囲は、海岸保全区域(陸側・海側については汀線からそれぞれ 50mを基本とする)および一般公共海岸区域を基本とする。ただし、新たな施策の展開を視野に入れながら必要となる海域および陸域を含める(図 1-4 参照)。

海岸保全区域

海岸管理者は、高潮や侵食による災害から海岸を防護し、国土の保全を図るために必要な一定区域を「海岸保全区域」に指定し、護岸等の施設の整備や工作物の設置規制等を行ってきた。

一般公共海岸区域

今回の海岸法改正に伴い、これまでの海岸法の対象となっていなかった公共海岸の区域のうち、海岸保全区域以外の国有海浜地についても、「一般公共海岸区域」として位置づけ、海岸管理を行うこととなった。

なお、公共海岸とは、国または地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地およびこれと一体として管理を行う必要があるものとして知事が指定した水面である。

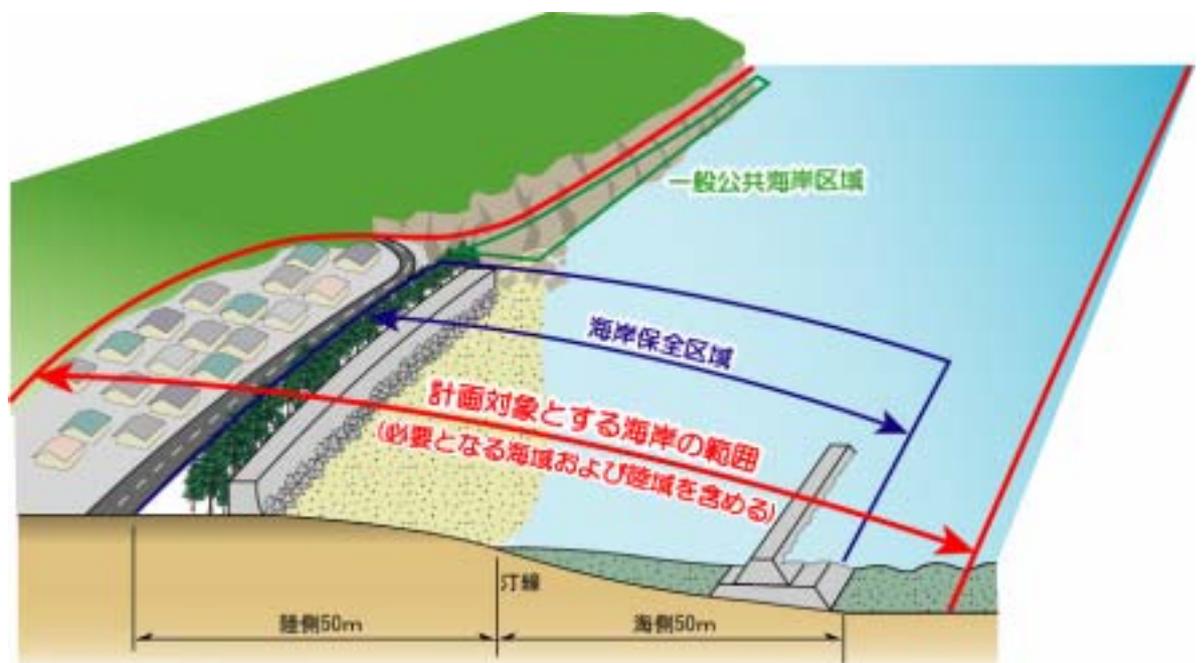


図 1-4 計画対象とする海岸の範囲

1-3 計画の策定フロー

海岸保全基本方針に基づく海岸保全基本計画の策定フローを図 1-5 に示す。

第 1 章では、計画対象とする沿岸、町村および海岸の範囲等を示した。第 2 章では、伊豆小笠原諸島沿岸の現況を把握し、沿岸特性の認識と関連計画との整合性を図った。第 3 章では、沿岸特性をもとに伊豆小笠原諸島および沖ノ鳥島の海岸保全の方向性と防護・環境・利用に関する施策を示した。第 4 章では、各島のゾーニングと海岸整備の方向を示すとともに、これにもとづく海岸保全施設の整備方針を示した。海岸保全基本計画の策定にあたっては、委員会、地元説明会、インターネット等による意見募集を行い、海岸保全に関する意見を十分に反映させた。

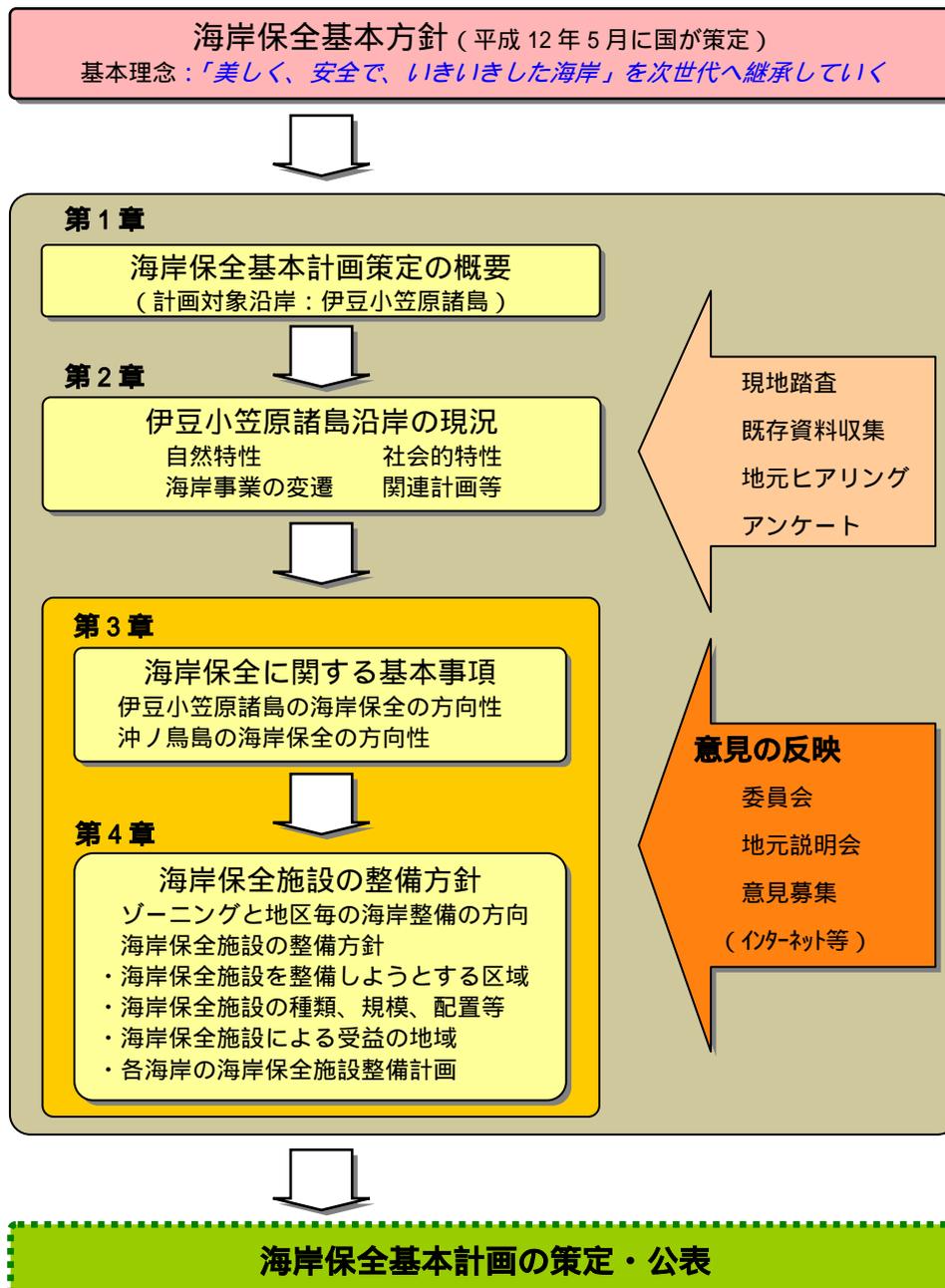


図 1-5 伊豆小笠原諸島沿岸の海岸保全基本計画の策定フロー